

加古川市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、加古川市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 加古川市男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）に掲げる施策の推進及び進行管理に関する事。
- (2) 行動計画の推進における関係部局間の総合調整に関する事。
- (3) その他、男女共同参画施策推進に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長、副本部長は、川西副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、本部長が指名する。
- 3 前2項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第6条 本部会議の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

秘書室長、防災安全部長、企画部長、総務部長、税務部長、市民協働部長、産業
経済部長、環境部長、福祉部長、健康医療部長、こども部長、建設部長、都市計
画部長、会計管理者、上下水道局長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事
務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、教育総務部長、教育指導部長